

福山市障がい者等日中生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」という。)の地域における日中生活の支援及び社会参加の促進に資することを目的に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。第77条第1項第8号及び第3項の規定による日中生活支援事業の実施について定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において「障がい者」とは、法第4条第1項に規定する者をいう。
- 2 この要綱において「障がい児」とは、法第4条第2項に規定する者をいう。
- 3 この要綱において「保護者」とは、法第4条第3項に規定する者をいう。
- 4 この要綱において「障がい福祉サービス」とは、法第5条に規定するサービスをいう。
- 5 この要綱において「障がい福祉サービス等」とは、法第5条に規定するサービス及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の2に規定する障害児通所支援をいう。
- 6 この要綱において「障がい福祉サービス提供事業者」とは、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設をいう。

(事業内容)

第3条 福山市障がい者等日中生活支援事業(以下「本事業」という。)は、次に掲げるサービスを受けるために必要な費用を支給する事業とする。

(1) 移動支援

屋外での移動に制約のある障がい者等が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際において必要な介助及び介護等

(2) 日中一時支援

事業所においての障がい者等への休日等の監護、機能訓練、社会適応訓練、創作活動、交流の機会、食事、送迎等の提供

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、本事業の対象としない。

(1) 移動支援において、その外出の内容又は目的が次の場合

- ア 通勤又は営業活動等、経済活動に係る外出
- イ 通学、通園又は通所等、通年かつ長期にわたる外出
- ウ 通院等介助又は通院等乗降介助の対象となる外出
- エ 障がい福祉サービス等又は日中一時支援を利用するための外出
- オ 入院又は退院のための外出
- カ 社会通念上適当でない外出

- (2) その他市長が別に定めるもの
(対象者)

第4条 本事業の対象者は、福山市に住所を有し、又は福山市の援護を必要とする在宅の障がい者等とする。

- 2 前項に定める者のほか、法の趣旨に照らし市長が特に必要と認める者
(申請)

第5条 本事業の支給を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者(以下「申請者」という。)は、障がい福祉サービス等支給申請書に市長が必要と認める資料を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現に本事業、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている申請者においては、前項の申請書は、障がい福祉サービス等変更申請書とする。
(支給決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該障がい者等の障がいの種類及び程度、生活環境、障がい福祉サービス等の受給状況等を勘案し、市長が別に定める基準により支給の要否及び支給量を決定するものとする。

- 2 前項の規定により支給を決定したときは、決定の内容を当該支給に係る申請者(以下「受給者」という。)に地域生活支援事業支給決定(変更)通知書により通知するとともに、地域生活支援事業受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。
(支給決定の内容)

第7条 前条第2項に規定する通知書には、次に掲げる内容を記すものとする。

- (1) サービスの種類
(2) 支給の内容及び支給量
(3) 支給期間

- 2 支給量の単位は移動支援にあつては時間数、日中一時支援にあつては日数とし、前項第2号の支給量は、1か月に提供する時間数又は日数の上限とする。

- 3 支給期間は、支給を開始することとした日から1年1か月未満とする。ただし、既に本事業、障がい福祉サービス等の支給決定を受けている者については、原則として当該支給決定に係る支給期間によるものとする。

(変更申請)

第8条 受給者は、支給決定の内容に変更の必要が生じたときは、第5条第2項に規定する申請書を市長に提出して変更申請をするものとする。

(名前等の変更の届出)

第9条 受給者は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 受給者の名前、居住地、連絡先又はその属する世帯

- (2) 支給決定に係る児童の名前、居住地、連絡先又はその属する世帯
(受給者証の再交付)

第10条 受給者は、受給者証を汚損又は紛失したときは、受給者証再交付申請書を市長に提出することにより、受給者証の再交付を申請することができる。

- 2 受給者証の汚損による再交付の申請は、汚損した受給者証を添えて行うものとする。
3 受給者証の紛失による再交付を受けた後において、紛失に係る受給者証を発見したときは、速やかに当該受給者証を市長に返還するものとする。

(受給者証の提示及び契約)

第11条 第3条第1項に規定するサービスを利用しようとする受給者は、第16条第2項に規定する協定を締結した事業者（以下「協定事業者」という。）に受給者証を提示し、当該サービスの提供に係る契約を締結しなければならない。

(月額負担上限額)

第12条 第3条第1項に規定するサービスの提供を受ける障がい者等（以下「支給決定障がい者等」という。）ごとに、受給者が一月に負担する額の上限額（以下「月額負担上限額」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に規定する負担上限月額と同一とする。

(支給額)

第13条 市長は、一月ごとに次の各号に定める金額の合計額を受給者に支給する。

- (1) 支給決定障がい者等が提供を受けたサービス種類、サービス類型及び利用区分に応じて別表に規定する支給基準額に、サービスを受けた量を乗じて得た額（以下「サービス費用」という。）に10分の9を乗じて得た額
(2) 受給者が障がい福祉サービス受給者で、法第29条第3項第1号に規定する額の10分の1に相当する額及び法第30条第3項各号に規定する額の10分の1に相当する額（以下「障がい福祉サービス定率負担額」という。）が月額負担上限額と同額又は月額負担上限額を超えるときは、サービス費用に10分の1を乗じて得た額（以下「日中生活支援サービス定率負担額」という。）
(3) 受給者が障がい福祉サービス受給者で、障がい福祉サービス定率負担額が月額負担上限額を超えないときは、障がい福祉サービス定率負担額に日中生活支援サービス定率負担額を加えて得た額に月額負担上限額を減じて得た額。ただし、障がい福祉サービス定率負担額に日中生活支援サービス定率負担額を加えて得た額が月額負担上限額に満たないときは、0円。
(4) 受給者が障がい福祉サービス受給者でないときは、日中生活支援サービス定率負担額から月額上限負担額を減じて得た額。ただし、日中生活支援サービス定率負担額が月額上限負担額に満たないときは、0円。

(支給の方法)

第14条 受給者は、前条に規定する額を一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに市長に請求するものとする。ただし、受給者が支給される費用の請求及び受領を協定事業者に委任したときは、協定事業者がこれを行うものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正なものについて、請求のあった月の翌月の末日までに支払うものとする。

(支給決定の取消し等)

第15条 支給決定障がい者等が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は支給決定を取り消すことができる。

(1) 感染症等の疾患で他の者に感染するおそれのあるとき又は治療等の療養が必要などとき。

(2) その他第3条第1項に規定するサービスの利用が困難であると認められるとき。

2 支給決定障がい者等が死亡、転出、施設入所等により本事業の支給要件を欠くこととなったときは、市長は支給決定を取り消すものとする。

3 受給者は、本事業の支給が不要となったときは、取り下げ書に受給者証を添えて市長に届け出るものとする。ただし、障がい福祉サービス等の支給により本事業の支給が不要となるときは、障がい福祉サービス等の申請をもって代えるものとする。

(事業開始の届出と協定の締結)

第16条 第3条第1項に規定するサービスの提供を行おうとする事業者は、福山市障がい者等日中生活支援事業の開始・更新に係る記載事項届出書により、市長に届け出なければならない。他市町に所在し、他市町において実施される第3条第1項に規定するサービスと同様のサービスを提供する協定を所在市町と締結している事業者においても同様とする。

2 市長は、前項に規定する届出書を受理し、当該事業者が安全かつ恒常的に事業を実施できると認めたときは、当該事業者と協定を締結するものとする。

3 市長は、協定事業者を事業者台帳に登載するものとする。

(協定の期間)

第17条 協定の期間は、原則として協定を締結した日の属する月の翌月1日（締結日が月の初日の場合は締結日）から起算して6年間とする。

(更新の届出)

第18条 前条に定める協定の期間満了後も引き続き当該協定に係るサービスの提供を行おうとする協定事業者は、前条に定める協定の期間満了の日までに福山市障がい者等日中生活支援事業の開始・更新に係る記載事項届出書により市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第19条 協定事業者は、第16条第1項に規定する届出書の内容に変更が生じたときは、10日以内に福山市障がい者等日中生活支援事業に係る変更届出書により市長

に届け出なければならない。

(事業の廃止・休止・再開の届出)

第20条 協定事業者は、事業を廃止又は休止するときは1か月前までに、事業を再開する場合は再開後10日以内に、福山市障がい者等日中生活支援事業に係る廃止・休止・再開届出書により市長に届け出なければならない。

(協定の解除等)

第21条 市長は、協定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条第2項の規定により締結した協定を解除するものとする。

- (1) 法第50条の規定により指定の取消し等の処分を受けたとき。
- (2) 法第82条の規定により事業の停止等の処分を受けたとき。
- (3) サービスの提供を行うことが困難であると認められるとき。
- (4) 第16条第2項の規定により締結した協定に反したとき。

2 市長は、協定事業者が偽りその他不正の行為により第13条の規定による費用を請求し受領したときは、当該事業者に対して支払った費用の返還を求めるものとする。

3 市長は、第1項の規定により協定を解除したときは、原則として当該解除の日から起算して5年を経過しない間は、当該事業者と新たな協定は締結しないものとする。

(上限管理)

第22条 市長は、受給者の支給量に係る日中生活支援サービス定率負担額と障がい福祉サービスの支給量に係る障がい福祉サービス定率負担額を加えて得た額が月額負担上限額を超えるとときは、受給者証に利用者負担上限額管理対象者である旨を記載するものとする。

2 前項の規定により利用者負担上限額管理対象者となった受給者は、第11条の規定により契約を締結した協定事業者に上限管理を依頼することができる。

3 協定事業者は、受給者から上限管理の依頼があったときは、支給決定障がい者等が同一の月に当該協定事業者による第3条第1項に規定するサービス及び障がい福祉サービス並びに他の事業者による第3条第1項に規定するサービス及び障がい福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障がい者等に係る日中生活支援サービス定率負担額と法第29条第3項第2号に規定する額の合計額を計算し、当該合計額が月額負担上限額を超えないよう管理しなければならない。

4 前項の規定により上限管理をした協定事業者（以下「上限管理事業者」という。）は、上限管理結果を市長に報告するとともに、当該受給者及び当該支給決定障がい者等にサービスを提供した事業者に通知しなければならない。

5 協定事業者及び障がい福祉サービス提供事業者は、上限管理事業者に毎月当該支給決定障がい者等に係るサービス費用等を報告するものとする。障がい福祉サービス提供事業者が上限管理を行っているときは、協定事業者は当該障がい福祉サービス提供事業者に毎月当該支給決定障がい者等に係るサービス費用等を報告するものとする。

(上限管理加算)

第23条 市長は、上限管理事業者が前条第3項及び第4項に規定する事務を行ったときは、第13条の規定により計算した支給額に別表に規定する上限管理加算を加えた額を支給するものとする。ただし、支給決定障がい者等が上限管理事業者のみを利用しているときを除く。

2 受給者が上限管理を上限管理事業者に依頼していることをもって上限管理加算の請求及び受領は上限管理事業者に委任されているものとみなし、その支給の方法は第14条の規定によるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、上限管理事業者が障がい福祉サービス提供事業者であって、障がい福祉サービスの提供に係り当該事業者の利用者負担上限額管理加算が支給されるときは、上限管理加算を支給しない。

(報告)

第24条 協定事業者は、第3条第1項に規定するサービスを提供するごとに、当該サービス提供の確認を受給者に求めるものとする。

2 前項の確認は、日中生活支援事業に係るサービス提供実績記録票によるものとする。

3 協定事業者は、サービスを提供した月の翌月の10日までに、支給決定障がい者等ごとに作成した日中生活支援事業に係るサービス提供実績記録票を市長に提出しなければならない。

(サービス提供記録の整備)

第25条 協定事業者は、第3条第1項に規定するサービスの提供に係る記録を整備し、サービスを提供した日以後に到来する4月1日から起算して5年を経過するまでこれを保存するものとする。

(委託)

第26条 市長は、第14条第2項の規定による審査及び支払に関する事務の一部を国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に規定する国民健康保険団体連合会に委託して行うことができるものとする。

(書類の様式)

第27条 第5条第1項の障がい福祉サービス等支給申請書その他この要綱に規定する書類の様式は、市長が別に定めるものとする。

(委任)

第28条 この要綱に定めるもののほか、本事業を実施するに当たり必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、2007年(平成19年)1月15日から施行し、2006年(平成18年)10月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 第5条の規定にかかわらず、適用日の前日において外出介護及び短期入所の支給決定を受けている者は、第5条に規定する申請があったものとみなす。

附 則

この要綱は、2008年(平成20年)7月4日から施行し、2008年(平成20年)7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2009年(平成21年)7月28日から施行し、2009年(平成21年)4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、2010年(平成22年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年(平成25年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年(平成25年)7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、2013年(平成25年)10月3日から施行する。

(経過措置)

改正後の第17条及び第18条の規定は、この要綱の施行の日以後に改正後の第16条第2項の規定により協定を締結するものについて適用し、現に本事業に係る協定を締結した日から起算して6年が経過している協定事業者については、2015年(平成27年)3月31日までに更新の届出をするものとする。この場合の更新後の協定の期間は、改正後の第17条に定める期間による。

附 則

この要綱は、2024年(令和6年)4月1日から施行する。

別表(第14条関係) 日中生活支援事業給付基準額表

1 移動支援事業

サービス種類	サービス類型		利用区分	支給基準額
移動支援	個別支援	身体介護無	0.5時間	1,050円
		身体介護有	0.5時間	1,900円
		行動援護	0.5時間	1,900円
	グループ支援	2分の1以上	0.5時間	630円
		3分の1以上 2分の1未満	0.5時間	500円
		4分の1以上 3分の1未満	0.5時間	400円
		4分の1未満	0.5時間	300円

注1 身体障がいにより移動時において身体介護が必要な者は「身体介護有」、自己判断力が制限されており行動するときに危険回避のための支援などが必要な者は「行動援護」、その他の者には「身体介護無」を支給決定するものとする。個別支援型にあっては支給決定した類型ごとの給付基準額を適用するものとする。

2 グループ支援型にあっては、支給決定した個別支援型の類型にかかわらずサービス提供者の人数を利用者の人数で除した数に応じ、支給基準額を適用するものとする。

3 移動支援事業の支給基準額は、表中の個別支援型の類型ごとに定める支給基準額又はグループ支援型の人数割合毎に定める支給基準額に、サービスの供与を行った時間を0.5で除した数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げる)を乗じた額とする。

2 日中一時支援事業

サービス種類	サービス類型	利用区分	支給基準額
日中一時支援	基本事業A型	0. 5 日	1, 6 8 0 円
		4 分の 3 日	3, 3 6 0 円
		1 日	5, 0 4 0 円
	基本事業B型	0. 5 日	2, 1 0 0 円
		4 分の 3 日	4, 2 0 0 円
		1 日	6, 3 0 0 円
	基本事業C型	0. 5 日	2, 5 2 0 円
		4 分の 3 日	5, 0 4 0 円
		1 日	7, 5 6 0 円
	基本事業D型	0. 5 日	2, 9 4 0 円
		4 分の 3 日	5, 8 8 0 円
		1 日	8, 8 2 0 円
	基本事業(生活型)	0. 5 日	2, 9 4 0 円
		4 分の 3 日	5, 8 8 0 円
		1 日	5, 8 8 0 円
	基本事業(重心)	0. 5 日	4, 2 0 0 円
		4 分の 3 日	8, 4 0 0 円
		1 日	1 2, 6 0 0 円
	特例加算 1 低所得食事加算		4 2 0 円
	特例加算 2 送迎加算		5 6 0 円
	特例加算 3 入浴加算		4 2 0 円

注 1 重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している者及び同程度と認められる者は「基本事業(重心)」を、その他の者は「基本事業A型」から「基本事業(生活型)」を支給決定するものとする。ただし、基本事業(重心)は当該支給決定を受けた者が医療機関である事業所でサービスの供与をしたときに限り適用するものとする。

2 「基本事業A型」、「基本事業B型」、「基本事業C型」、「基本事業D型」又は「基本事業(生活型)」の区分は、サービスを供与する事業所の定員、設備及び供与するサービスの内容その他を勘案し、市長が別に定める基準により事業所ごとに定め、事業者と協定するものとする。

3 利用区分の「0. 5 日」、「4 分の 3 日」及び「1 日」は、3 時間以上 4 時間未満を 0. 5 日、4 時間以上 8 時間未満を 4 分の 3 日、8 時間以上を 1 日とし、サービス類型及び利用区分ごとの支給基準額を適用するものとする。ただし、利用区分により難しい場合は、別途協議するものとする。

4 「特例加算 1 低所得食事加算」は、協定において当該加算を結んだ事業者が、月額負担上限

額が政令第17条第1項第2号から第4号に規定する者に食事の提供をしたときに1食につき支給基準額を適用するものとする。ただし、事業者が障がい福祉サービスにおいて食事提供体制加算が算定される場合は、適用しない。

5 「特例加算2送迎加算」は、協定において当該加算を結んだ事業者が、受給者に対して居宅と事業所の間の送迎を行ったときに、片道につき支給基準額を適用するものとする。

6 「特例加算3入浴加算」は、協定において当該加算を結んだ事業者が、入浴介助を行ったときに、1日につき支給基準額を適用するものとする。

3 上限管理加算

加算の名称	支給基準額
上限管理加算	1, 500円